

ふるさとまちづくり寄附金控除について

ワンストップ特例制度とは

確定申告や住民税申告を行わない給与所得や年金所得者等の方が寄附をした場合に、税務申告手続きを簡素化する特例制度です

ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる仕組みで、市町村間にて通知を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除額」（所得税・住民税の寄附金控除・寄附金税額控除相当額）が適用されます。

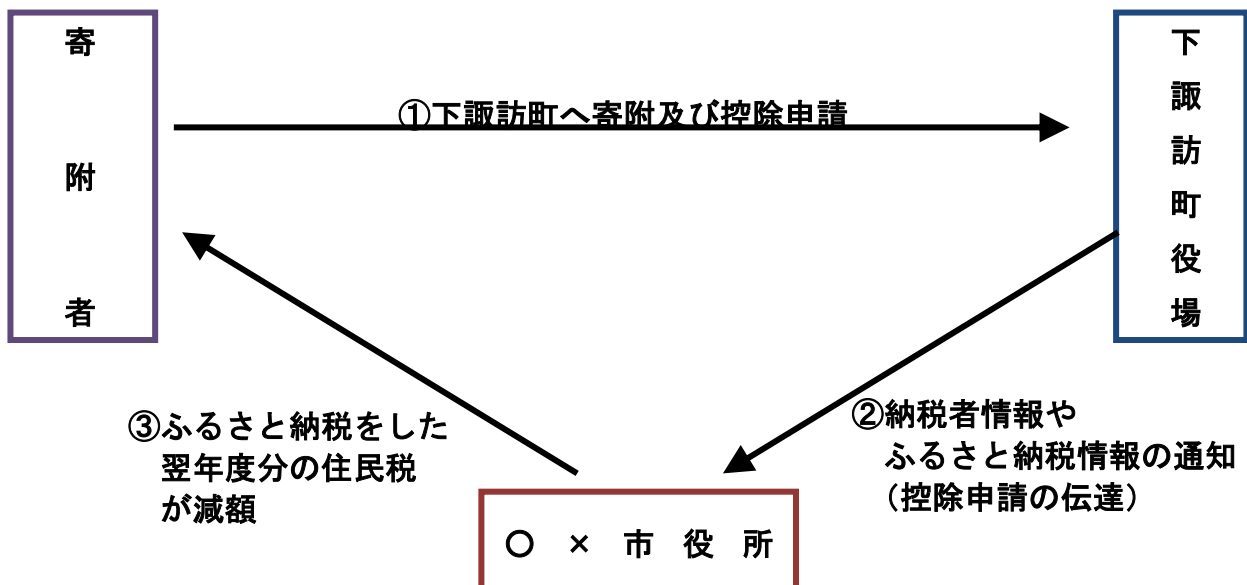
寄附先市町村が住所地市町村と同一でも申請は可能です。

（平成28年4月1日以後のふるさと納税が特例の対象となります。申請される場合は、平成 年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出をお願いいたします。ご自身で確定申告される場合は上記申請書の提出は必要ありません）

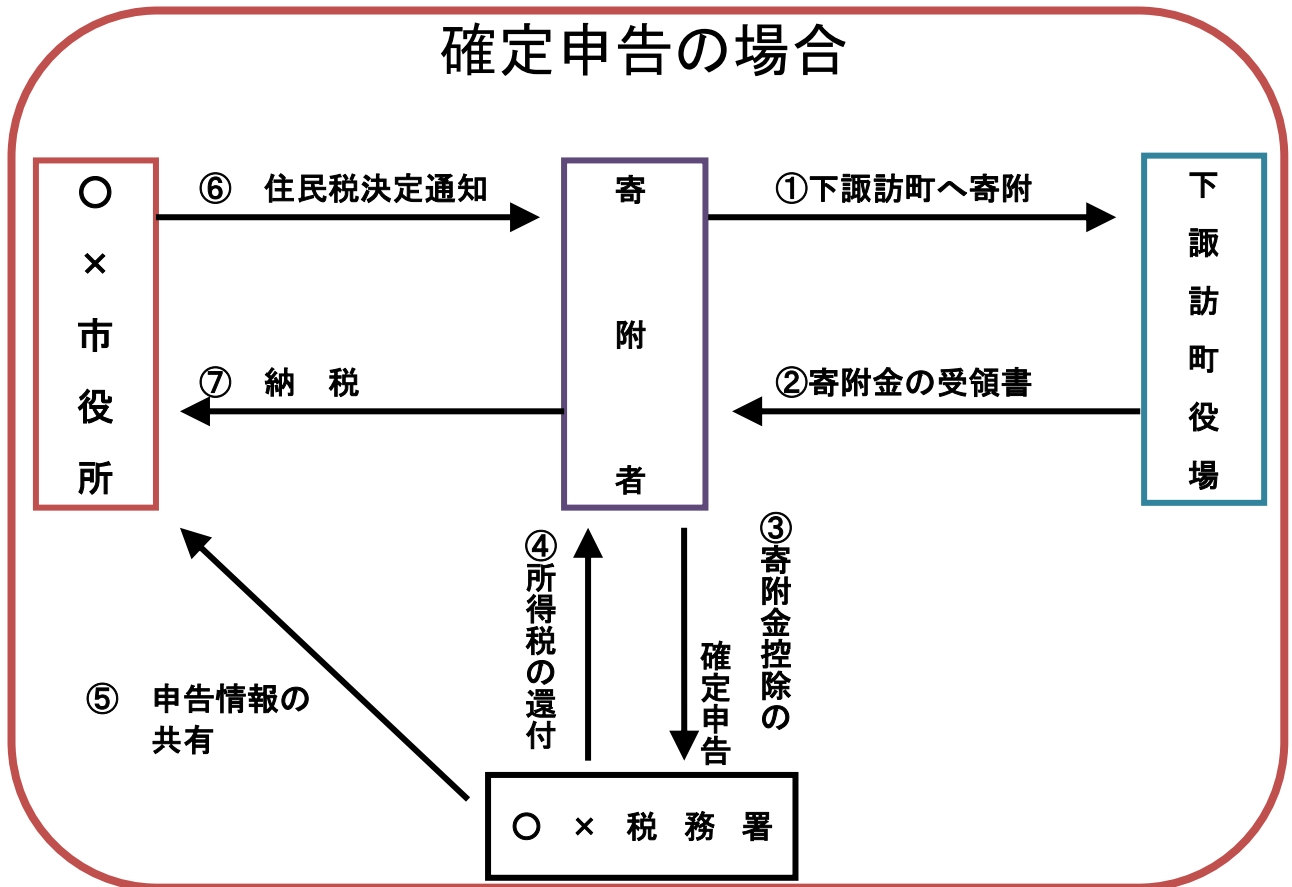
なお、次のような方は特例の対象とはなりませんので、確定申告による控除手続きが必要となります。

- ・ 個人で事業を行う方・不動産所得がある方・給与収入が2千万円を超える方
- ・ 雑損控除や医療費控除など年末調整では手続きを行えない控除の適用を受ける予定の方
- ・ 住宅ローン控除の初年度の確定申告がある方
- ・ 雑所得や一時所得、譲渡所得などの給与所得以外の所得が発生する見込みのある方
- ・ 国や社会福祉法人への寄附など、自治体以外への寄附についても寄附金控除の適用を受ける予定の方
- ・ 給与所得者等の方でも同一年に5団体を超える自治体に寄附をされた場合
- ・ ワンストップ特例の申請をされた方でも、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより確定申告や住民税申告をしなければならなくなった場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、ふるさとまちづくり寄附金の申告も忘れずをお願いします。

ワンストップ特例制度が適用される場合



確定申告の場合



ふるさとまちづくり寄附金の控除額の計算について

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2千円を超える部分については、一定の上限まで、所得税・個人住民税から全額控除されます。

①【所得税寄附金控除】

(寄附金－2千円) × 所得税率 × 1.021 が軽減

②【個人住民税基本控除】

基本控除分 (寄附金－2千円) × 10%を税額控除

③【個人住民税特例控除】

特例控除分 (寄附金－2千円) × (100%－10%(基本控除分)－所得税率 × 1.021)

①+②+③により、2千円を超える部分は、全額控除となります。

- ※1 平成50年度までの各年分の確定申告においては、所得税に復興特別所得税 2.1%を加算した率となります。
- ※2 ①の所得税寄附金控除の控除対象寄附金は総所得金額等の40%が限度となります。
- ※3 ②の住民税基本控除の控除対象寄附金は総所得金額等の30%が限度となります。
- ※4 ③の住民税特例控除は、住民税所得割額の2割が限度となります。
- ※5 ふるさと納税ワンストップ特例が適用された場合は、①の所得税寄附金控除分相当額を住民税の申告特例控除額として控除されます。

具体的な計算例

条件を下記のように仮定します。

- ・寄附金額3万円
- ・所得金額の合計 4,746,000円 ①
- ・所得控除の合計額 1,593,000円 ②
- ・所得税の課税対象所得額 3,153,000円 ①-②
- ・住民税(市町村民税分)の所得割額 187,600円
- ・住民税(都道府県民税分)の所得割額 125,100円

この方の所得税率は課税対象所得額が3,153,000円なので速算表から10%と判定します

課税される所得金額	所得税率
195万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超え 900万円以下	23%
900万円を超え 1,800万円以下	33%
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

①【所得税寄附金控除】

(寄附金-2千円)×所得税率×1.021が軽減
(30,000円-2,000円)×0.1×1.021=2,859円

②【個人住民税基本控除】

基本控除分 (寄附金-2千円)×10%を税額控除
(30,000円-2,000円)×0.1=2,800円

③【個人住民税特例控除】

特例控除分
(寄附金-2千円)×(100%-10%(基本控除分)-所得税率×1.021)を税額控除
(30,000円-2,000円)×(1-0.1-0.1×1.021)=22,341円

所得税と個人住民税から控除される金額 ①+②+③=28,000円

寄附金限度額の計算

寄附金限度額をXとしたとき計算式はつぎのようになります。

$(X - 2000) \times (90\% - \text{所得税率} \times 1.021) = \text{個人住民税所得割額} \times 20\%$
上記の式を展開すると以下のようになります

$X = \text{個人住民税所得割額} \times 20\% \div (90\% - \text{所得税率} \times 1.021) + 2000$

所得税の課税所得額	所得税率	寄附金限度額Xの計算式
0～195万円まで	5%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 23.5585\% + 2000$
195万円超～330万円まで	10%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 25.0657\% + 2000$
330万円超～695万円まで	20%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 28.7438\% + 2000$
695万円超～900万円まで	23%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 30.0675\% + 2000$
900万円超～1800万円まで	33%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 35.5195\% + 2000$
1800万円超～4000万円まで	40%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 40.6834\% + 2000$
4000万円超	45%	$X = \text{個人住民税所得割額} \times 45.3977\% + 2000$

寄附金限度額の計算例

条件を下記のように仮定します

- ・寄附金額3万円
- ・所得金額の合計 4,746,000円 ①
- ・所得控除の合計額 1,593,000円 ②
- ・所得税の課税対象所得額 3,153,000円 ①－②（所得税率は10%）
- ・住民税（市町村民税分）の所得割額 187,600円
- ・住民税（都道府県民税分）の所得割額 125,100円

$X = (187,600\text{円} + 125,100\text{円}) \times 0.250657 + 2,000\text{円}$

X=80,380円が2千円を除いた額全体が税額から控除される寄附金の上限額となります。

お礼の品について

- 季節限定品等は、お取扱いの時期および数量が限られております。
販売予定数量に達しましたら受付を終了させていただくとともに、代替品をお選びいただく場合もございます。
- 商品によっては発送まで2ヶ月程度のお時間がかかる場合もあります。ご了承ください
- 商品は予告なく変更する場合があります。